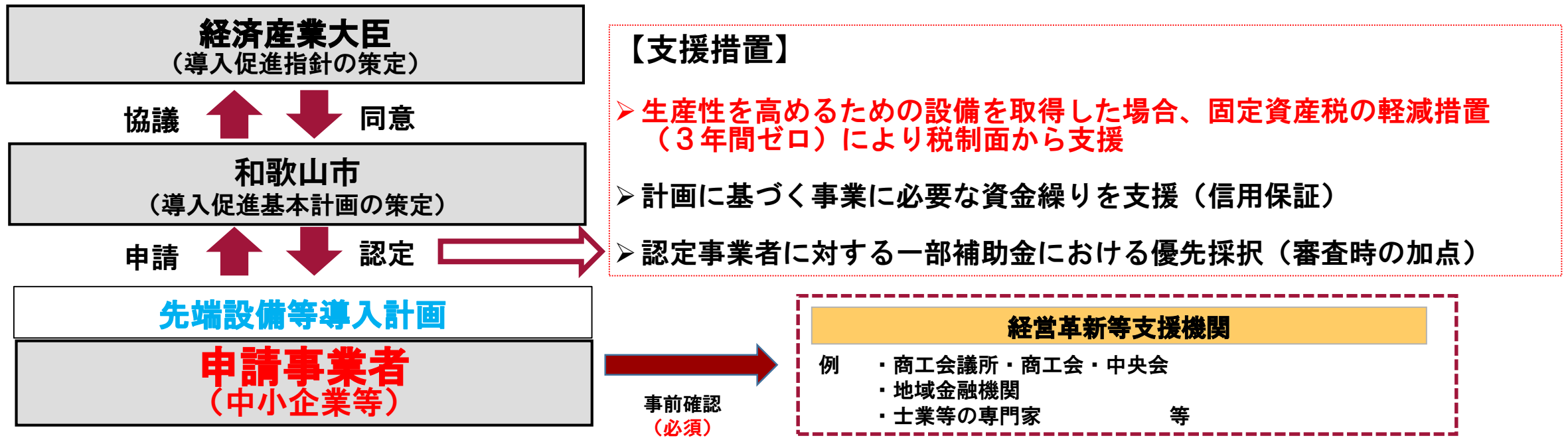


中小企業の生産性向上を支援します！！ (先端設備等導入計画の認定)

(1) 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。和歌山市の認定を受けた場合は税制支援などの措置を受けることができます。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】

事前確認を受けた計画が対象

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に予め計画の確認を受けて和歌山市に申請する必要があります。

【ポイント2】

認定された場合、計画実行のための支援措置（税制支援等）が受けられます

- 税制支援・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の軽減措置（3年間ゼロ）を受けることができます。
- 金融支援・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。
- 予算支援・・・一部の補助事業において優先採択を行います。

◎ 「先端設備等導入計画」の概要

(1) 記載内容

中小企業者が、①一定期間内に、②労働生産性を、③一定程度向上させるため、④先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が和歌山市の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けられます。

① 一定期間とは？

- ・計画認定から3年間、4年間又は5年間

②労働生産性とは？

- ・労働生産性は、次の算式によって算定します。*会計上の減価償却費

(営業利益+人件費+減価償却費*)

労働投入量

(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

③一定程度向上とは？

- ・基準年度（直近決算期）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。

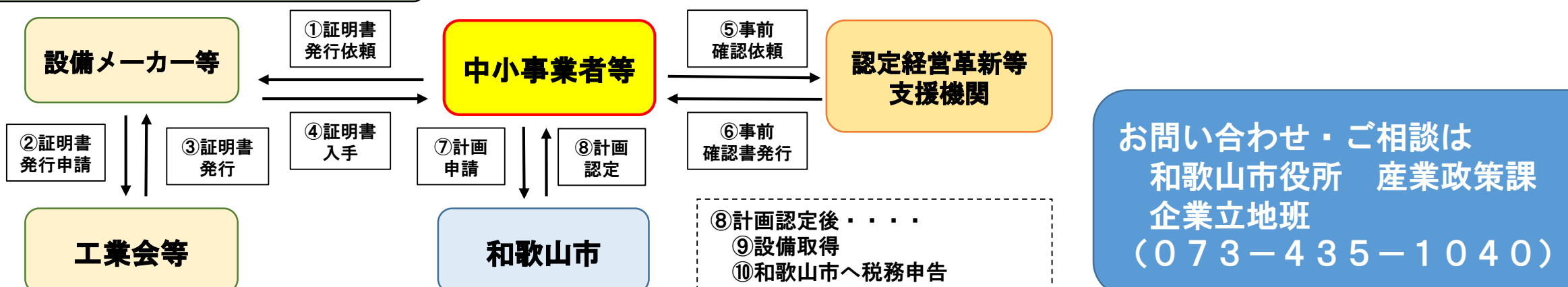
④先端設備等とは？

- ・労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記対象設備。

<対象設備>

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

(2) 適用手続きフロー



※和歌山市企業立地促進奨励金制度の指定を受けた企業であって、その事業内容が先端設備等導入計画の認定を受けた事業内容と合致する場合には、先端設備等導入計画認定に基づく固定資産税の軽減措置（3年間ゼロ）を必ず申請していただきます。

また、和歌山市企業立地促進奨励金制度の申請にあたって、先端設備等導入計画の認定が可能であると認められる場合は、先端設備等導入計画の認定申請も原則として行っていただきます。